地方厚生(支)局医療課長都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長

後期高齢者医療主管課(部)長

都道府県後期高齢者医療主管部(局)

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

行政手続きに係る押印を不要とする取扱いについて

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、原則として法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

これを踏まえ、以下の通知において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とする等の改正を、それぞれ別添1から別添6までのとおり行うこととしたので、貴管下の保険医療機関、訪問看護ステーション及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年8月7日保険発第 82 号) (最終改正:令和2年3月27日保医発 0327 第1号)
- ・「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」 (平成 18 年 3 月 13 日保医発第 0313003 号) (最終改正;令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号)
- ・「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」(平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号) (最終改正:令和2年3月27日保医発 0327 第1号)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保 医発0305第1号)

- ・「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5 日保医発0305第2号)(最終改正:令和2年9月30日保医発0930第2号)
- ・「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5 日保医発0305第3号)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」 (昭和51年8月7日保険発第82号) (最終改正:令和2年3月27日保医発0327第1号) の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第1の5を次のように改める。
  - 5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について

保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等に地 方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名 については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理 者の氏名であっても差し支えないこと。

- 2 別紙1のⅢの第2の5を次のように改める。
  - 5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について

保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名は、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生 (支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載する。なお、開設者氏名は、開設者 から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても 差し支えない。

- 3 別紙1のIVの第1の5を次のように改める。
  - 5 「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名」欄について

保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名については、保険薬局指定申請の際等に地方厚生 (支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名につい ては開設者から調剤報酬につき委任を受けている場合は、保険薬局の管理者の氏名であっても 差し支えないこと。

#### 4 適用日

1から3までの改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

○「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)(最終改正:令和2年3月27日保医発0327第1号)の一部改正について (傍線部分が改正部分)

改正後

改正前

別紙1

#### 診療報酬請求書等の記載要領

- Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
  - 第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項 (様式第1(1))

 $1 \sim 4$  (略)

5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療 機関指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及 び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者 から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の 管理者の氏名であっても差し支えないこと。

 $6 \sim 13$  (略)

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

 $1 \sim 4$  (略)

5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名は、保険医療機関指定 申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者 氏名を記載する。なお、開設者氏名は、開設者から診療報酬請求等に つき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であって も差し支えない。 別紙1

#### 診療報酬請求書等の記載要領

- Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
  - 第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項 (様式第1(1))

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、印」欄について
  - (1) 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険 医療機関指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在 地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名に ついては、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている 場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えない こと。
  - (2) 「印」については、当該様式に、予め保険医療機関の所在地、 名称及び開設者の氏名とともに印形を一括印刷している場合に は捺印として取り扱うものであること。また、保険医療機関自 体で診療報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺 印の労を省くため、保険医療機関の所在地、名称及び開設者の 氏名及び印のゴム印を製作の上、これを押捺することは差し支 えないこと。

 $6 \sim 13$  (略)

- Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
  - 第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、印」欄について
  - (1) 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名は、保険医療機関 指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及 び開設者氏名を記載する。なお、開設者氏名は、開設者から診療 報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理
    - 者の氏名であっても差し支えない。
  - (2) 印は、当該様式に、予め保険医療機関の所在地、名称及び開設

 $6 \sim 11$  (略)

W 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第4)

 $1 \sim 4$  (略)

5 「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名」欄について 保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名については、保険薬局指定 申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者 氏名を記載すること。なお、開設者氏名については開設者から調剤報 酬につき委任を受けている場合は、保険薬局の管理者の氏名であって も差し支えないこと。

 $6 \sim 12$  (略)

者の氏名とともに印形を一括印刷している場合は捺印として取り 扱う。

また、保険医療機関自体で診療報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労を省くため、保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名、印のゴム印を製作の上、これを押捺しても差し支えない。

 $6 \sim 11$  (略)

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第4)

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名、 印 | 欄について
  - (1) 保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名については、保険薬局 指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及 び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については開設 者から調剤報酬につき委任を受けている場合は、保険薬局の管理 者の氏名であっても差し支えないこと。
  - (2) 「印」については、当該様式に、予め保険薬局の所在地、名称 及び開設者の氏名とともに印形を一括印刷している場合には、捺 印として取り扱うものであること。また、保険薬局自体で調剤報 酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労をはぶ くため、保険薬局の所在地、名称及び開設者の氏名及び印のゴム 印を製作の上、これを押捺することは差し支えないこと。

 $6 \sim 12$  (略)

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外 併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」

(平成18年3月13日保医発第0313003号) (最終改正:令和2年3月27日保医発0327第5号)の一部改正について

別紙様式1から別紙様式18までを次のように改める。

当該改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

## 特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書 (入院医療に係るもの)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

		1	(		Л	Η
区分	費用徴収を		徴収を行うことと	としている病床		
	行わない病床数	計	内 訳	金	額	
	床	床	床		F	円
			床		F	円
個 室			床		F	円
			床			円
			床			円
	床	床	床			円
		71.	床			円 円
2人室			床			円
			床			円
			床			円
	床	床	床			円
		DK.	床			円
3人室			床			円
0八主						
			床			円
		+	床			円
	床	床	床			円
4 (			床			円
4人室			床			円
			床			円
			床		-	円
合 計		1	床			

②全病床数	床
費用徴収病床割合(①÷②)	%

- 注1 病床数については、「費用徴収を行わない病床数」、「費用徴収を行うこととしている病床」、「全病床数」の全てについて、健康保険法第63条第3項第1号の指定に係る病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第8条第26項に規定する療養病床等を除く。)について記載すること。
- 注2 「費用徴収を行うこととしている病床」欄については、徴収金額ランクごとに記載すること とし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。
- 注3 「費用徴収病床割合」欄については、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。

#### (別紙様式1-2)

## 特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書 (外来医療に係るもの)

 上記について報告します。

 令和
 年
 月
 日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

費用徴収を行うこととしている診察室							
計	内 訳	金	額				
室	室			円			
	室			円			
	室			円			
	室			円			
	室			円			

注 「費用徴収を行うこととしている診察室」欄については、徴収金額ランクごとに記載することとし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。

#### (別紙様式2)

## 病床数が 200 床以上の病院等について受けた 初診・再診の実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

## 1 届出種別

ア 200 床 (一般病床に係るものに限る。)以上の病院 (イを除く。)

イ 特定機能病院及び地域医療支援病院 (一般病床に係るものの数が 200 床未満の病院を除く。)

注 該当する方に○をつけること。

#### 2 特別の料金等の内容

	1 352 13												
区	分	徴	収	額	(医	科)		徴	収	額	(歯	科)	
初	診						円						円
再	診						円						円

## 予約に基づく診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1 診療科

科

2 保険外併用療養費に係る予約診察を行う時間帯

2 保険外併用療養質に係る丁約診察を行り時间帝											
曜	日	標榜				診療時間帯		診察に従事	予約診察に従 事する医師又 は歯科医師の 数	予約料	
曜日	午前 午後	(	~ ~	)時 )時	(	~ ~	)	時時			円
曜日	午前 午後	(	~ ~	)時 )時	(	~ ~	)	時時			円
曜日	午前 午後	(	~ ~	) ) 時	(	~ ~	)	時時			円
曜日	午前 午後	(	~ ~	)時 )時	(	~ ~	)	時時			円
曜日	午前 午後	(	~ ~	)時 )時	(	~ ~	)	時時			円
曜日	午前 午後	(	~ ~	) ) 時	(	~ ~	)	時 時			円
曜日	午前午後	(	~ ~	)時 )時	(	~ ~	)	時時			円

- 注1 本添付書類は、予約診療を行う標榜科ごとに記載すること。
- 注2 枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。

#### (別紙様式4)

## 保険医療機関が表示する診療時間以外の 時間における診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

#### 標榜診療時間

<del>赤</del>		<u> </u>		
			1700 Into 1700 Into 1700 Into 1700 Into	
曜	目		標榜診療時間帯	
曜日	午前	(	~	)時
	午後	(	~	)時
曜日	午前	(	$\sim$	)時
	午後	(	~	)時
曜日	午前	(	$\sim$	)時
	午後	(	~	)時
曜日	午前	(	$\sim$	)時
	午後	(	~	)時
曜日	午前	(	$\sim$	)時
	午後	(	$\sim$	) 時
曜日	午前	(	$\sim$	)時
	午後	(	~	) 時
				, .
曜日	午前	(	$\sim$	)時
	午後	(	$\sim$	)時

徴 収 額

#### (別紙様式5)

## 金属床による総義歯の提供の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

	(美施)	□・変更日	午 月	H
	1 床当たり	 の価格		
金属の種類	上 顎	下	顎	

- 注1 金属の種類は、床に使用する金属の一般名を記入すること。
- 注2 1床当たりの価格は、医療機関内の掲示金額を記入すること。

上記の金額から、熱可塑性樹脂を用いて総義歯を作製した場合の金額(保険外併用療養費) (概ね 円)を差し引いた分を特別の料金として患者から徴収します。

## 医薬品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

治験依頼 者名	治験薬の名称 ・効能効果	内・注・外	区分	対象患者数	治験実施期間
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「効能効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注4 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注5 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注7 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

# 医薬品の治験に係る実施(変更)報告書(患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

治験依頼者名	治験薬の名称	内・注・外	区分	治験届出	年月日	対象患者数
						人
治験実施期間	効能又は効果	用法及び用	月量・抄	设与期間	患っ	者からの徴収額
年 月 日~ 年 月 日						円

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注7 「効能又は効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注8 「用法及び用量・投与期間」については、当該治験における用法及び用量・投与期間を記載すること。
- 注9 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる薬物の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

### (別紙様式7)

## う蝕に罹患している患者の指導管理の実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

	(入池日 及入日	1 /1 Þ
継続管理の種類	価	格
フ ッ 化 物 局 所 応 用 (1ロ腔 1回につき)		
小 窩 裂 溝 填 塞 (1 歯につき)		

## 医療機器の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

				(ノてが四日	
治験依頼 者名	治験機器 の名称	治験機器の使用目 的又は効果	区分	対象患者数	治験実施期間
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日
				人	年 月 日~ 年 月 日

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載すること。

#### (別紙様式8の2)

## 医療機器の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

治験依頼者名	治験機器の名称		区分	治験届出年月日	対象患者数
					人
治験実施期間		使用目的又は	は効果	患者からの徴収額	
年月年月	日~ 日				PJ

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、当該治験の治験機器の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的に みて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

## 医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた医薬品の投与 の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

## 1. 医薬品等

<u>τ.</u> μ	<u> </u>	,1							
成	分	名	販	売	名	効能・効果	用法・用量	医薬品医療機器等 法の承認年月	患者からの徴収額

#### 2. 薬剤師の勤務状況

氏	名	勤務時間	氏	名	勤務時間

## 180 日を超える入院の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

入院料の区分	対象者数 (実数)	特 別 の 料 金 を 徴収した延べ日数	患者から徴収した料金
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	В	円
	人	В	円
	人	日	円
	人	日	円
		,	

- 注1 「入院料の区分」の欄には、一般病棟入院基本料地域一般入院料3のように、算定すべき入 院料を記載すること。
- 注2 「対象者数(実数)」の欄には、対象者の延べ人数ではなく、実数を記載すること。
- 注3 実施又は変更の届出の際は、「対象者数(実数)」欄及び「特別の料金を徴収した延べ日数」欄の記載は不要であること。また、「患者から徴収した料金」欄については、患者から徴収することを予定している金額(1人1日当たり)を記載すること。
- 注4 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

薬価基準に収載されている医薬品の医薬品医療機器等法に基づく承認に係る用法等と異なる用法等に係る投与の実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

成分名	販 売 名	効能・効果	用法・用量	患者からの徴収額

注 「効能・効果」の欄及び「用法・用量」の欄には、医薬品医療機器等法に基づく承認に係る 用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果を記載すること。

#### (別紙様式 12)

## 医薬品医療機器等法に基づく承認又は認証を受けた 医療機器又は体外診断用医薬品の使用等の実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1. 医療機器又は体外診断用医薬品

一般的名称及び 製品コード	医療機器又は体 外診断用医薬品	使用目的又は効果	医薬品医療機器 等法の承認	患者からの 徴収額
	の販売名		又は認証年月	

## 2. 医療機器管理室又は体外診断用医薬品管理室の整備状況

医療機器管理室	有	•	無	
当該管理室におけ る常勤の臨床工学 技士の人数				名

体外診断用医薬 品管理室	有 • 無
当該管理室にお ける常勤の臨床 検査技師等の人 数	名

医療機器の医薬品医療機器等法に基づく承認 に係る使用目的等と異なる使用目的等に係る 使用の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

#### 1. 医療機器

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
一般的名称及び製品コード	医療機器の 販売名	使用目的 又は効果	操作方法又は 使用方法	患者からの徴収額

注 「使用目的又は効果」の欄及び「操作方法又は使用方法」の欄には、医薬品医療機器等法に 基づく承認に係る使用目的若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的若 しくは効果又は操作方法若しくは使用方法を記載すること。

## 2. 医療機器管理室の整備状況

医療機器管理室	有・無
当該管理室におけ る常勤の臨床工学 技士の人数	名

#### (別紙様式13)

## 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって 別に厚生労働大臣が定めるものの実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

診療の名称	施設基準の届出受理 年月日及び受理番号	患者からの徴収額
	年 月 日 ( )第 号	円
	年 月 日 ( )第 号	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日 ( )第 号	円

- 注1 「診療の名称」欄については、「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」 (平成18年厚生労働省告示第498号)第7号の5に掲げる名称を記載すること。
- 注2 「施設基準の届出受理年月日及び受理番号」欄については、「特掲診療料の施設基準等及び その届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)の規定に 基づく地方厚生(支)局長への施設基準の届出受理内容について記載すること。

ただし、当該医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に施設基準が定められていない 場合は、記載する必要がないこと。

#### (別紙様式14)

## 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は 白金加金の支給の実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

金属の種類	1 歯当たりの価格
金合金・白金加金	
金合金・白金加金	

- 注1 金属の種類は、前歯部の金属歯冠修復に使用する金属を丸でかこむこと。
- 注2 1 歯当たりの価格は、医療機関内の掲示金額を記入すること。

#### (別紙様式 15)

## 再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。令和年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

			(24,741)	2211		/1
治験製品 の名称	治験製品の効能、 効果又は性能	区分	対象患者数	治験実施期間		間
			人	年 年	月 月	日~ 日
			人	年年	月月	日~ 日
			人	年年	月月	日~ 日
			人	年年	月月	日~ 日
			人	年年	月 月	日~ 日
				治験製品の名称     治験製品の効能、効果又は性能     区分 対象患者数 人       人     人       人     人	治験製品の効能、の名称     区分     対象患者数     治験等       人     年年       人     年       日     日 <t< td=""><td>治験製品の効能、</td></t<>	治験製品の効能、

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載すること。

#### (別紙様式15の2)

## 再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

治験依頼者名	治験製品の名称		区分	治験届出年月日	対象患者数
					人
治験実施期	期間		効能、効果又	は性能	患者からの徴収額
年月年月	日~ 日				PJ

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる加工細胞等の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

#### (別紙様式16)

## 医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた 再生医療等製品の使用等の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

## 1. 再生医療等製品

一般的名称	再生医療等製品の 販売名	効能、効果 又は性能	医薬品医療機器 等法の承認年月	患者からの 徴収額

### 2. 再生医療等製品管理室の整備状況

再生医療等製品 管理室	有	•	無
当該管理室におけ る常勤の担当者の 人数			名

再生医療等製品の医薬品医療機器等法に基づ く承認に係る効能等と異なる効能等に係る使 用の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

#### 1. 再生医療等製品

2 · 11 ==   7 / 7 / 7 / 10	<u>'                                      </u>			
一般的名称	再生医療等製品 の販売名	効能、効果 又は性能	用法及び用量 又は使用方法	患者からの徴収額

注 「効能、効果又は性能」の欄及び「用法及び用量又は使用方法」の欄には、医薬品医療機器 等法に基づく承認に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能と異なる用法、用量、使 用方法、効能、効果又は性能を記載すること。

#### 2. 再生医療等製品管理室の整備状況

再生医療等製品 管理室	有 • 無
当該管理室におけ る常勤の担当者の 人数	名

### (別紙様式 18)

白内障に罹患している患者に対する水晶体再建術に使用する眼鏡装用率の軽減効果 を有する多焦点眼内レンズの支給の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

多焦点眼内レンズの販売名	医薬品医療機器等法 承認番号	患者からの徴収額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

- 注1 使用する多焦点眼内レンズについて、医薬品医療機器等法上の承認(同法第23条の2の5 第1項又は第23条の2の17の第1項による承認)を受けたことを示す資料を添付すること。
- 注2 「患者からの徴収額」は、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金(1眼当たり)として医療機関内に掲示した金額を記入すること。
- 注3 「患者からの徴収額」が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料として、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズ及び当該医療機関で医科点数表に規定する水晶体再建術において使用する主たる眼内レンズ(その他のものに限る。)の購入価格を示す資料をそれぞれ添付すること。

○「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成 18 年 3 月 13 日保医発第 0313003 号)の一部改正について

(網掛部分が改正部分)

#### 改正後

(別紙様式1)

特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書 (入院医療に係るもの)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

#### 地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 区 分 費用徴収を 費用徴収を行うこととしている病床 行わない病床数 内 床 円 個 室 円 円 円 円 床 円 2人室 床 円 床 円 床 円 円 円 3人室 円 床 円 床 円 円 床 円 床 4人室 床 円 床 円 床 円 合 計 1 床

> ②全病床数 床 費用徵収病床割合(①÷②) %

- 注1 病床数については、「費用徴収を行わない病床数」、「費用徴収を行うこととしている病床」、「全病床数」の全てについて、健康保険法第63条第3項第1号の指定に係る病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第8条第26項に規定する嫁養病床等を除く。) について記載すること。
- 注2 「費用徴収を行うこととしている病床」欄については、徴収金額ランクごとに記載すること とし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。
- 注3 「費用徴収病床割合」欄については、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。

(別紙様式1)

特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書 (入院医療に係るもの)

改正前

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

開設

殿

	PSK				
				• 変更日 年	月日
区 分	費用徴収を		徴収を行うことと	している病床	
	行わない病床数	計	内 訳	金	額
	床	床	床		р
			床		p.
個 室			床		P.
			床		t.
			床		F.
	床	床	床		Ь
			床		Ь
2人室			床		Ь
			床		р
			床		р
	床	床	床		р
			床		р
3人室			床		Р
			床		Р
			床		р
	床	床	床		Р
			床		Р
4人室			床		Р
			床		Р
			床		р
合 計		①	床		

②全病床数	床
費用徵収病床割合(①÷②)	%

- 注1 病床数については、「費用徴収を行わない病床数」、「費用徴収を行うこととしている病床」、「全病床数」の全てについて、健康保険法第63条第3項第1号の指定に係る病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第8条第26項に規定する嫁養病床等を除く。)について記載すること。
- 注2 「費用徴収を行うこととしている病床」欄については、徴収金額ランクごとに記載すること とし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。
- 注3 「費用徴収病床割合」欄については、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。

改正前

(別紙様式1-2)

特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書 (外来医療に係るもの)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

	費用徵口	又を行うこ	ととしている影	<b>冷察室</b>	
計	内	訳	金	額	
室		室			円
		室			円
		室			円
		室			円
		室			円

注 「費用徴収を行うこととしている診察室」欄については、徴収金額ランクごとに記載すること とし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。

(別紙様式1-2)

特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書 (外来医療に係るもの)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称

開設者名

(実施日・変更日 年 月 日)

	費用徴収	又を行うこ	ととして	いる診察	室	
計	内	訳		金	額	
室		室				円
		室				円
		室				円
		室				円
		室				円

注 「費用徴収を行うこととしている診察室」欄については、徴収金額ランクごとに記載すること とし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。

改正前

(別紙様式2)

病床数が 200 床以上の病院等について受けた 初診・再診の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1 届出種別

ア 200 床 (一般病床に係るものに限る。)以上の病院 (イを除く。)

イ 特定機能病院及び地域医療支援病院 (一般病床に係るものの数が 200 床未満の病院を除く。)

注 該当する方に○をつけること。

2 特別の料金等の内容

区	分	徴	収	額	(医	科)		徴	収	額	(歯	科)	
初	診						円						円
再	診						円						円

(別紙様式2)

病床数が 200 床以上の病院等について受けた 初診・再診の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

保険医療機関の所在地及び名称

開設者名

(H)

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1 届出種別

ア 200 床 (一般病床に係るものに限る。) 以上の病院 (イを除く。)

イ 特定機能病院及び地域医療支援病院(一般病床に係るものの数が 200 床未満の病院を除く。)

注 該当する方に○をつけること。

2 特別の料金等の内容

区	分		徴	収	額	
初	診					m
再	診					13

注 初診又は再診のいずれか該当する方に○をつけること。

改正前

(別紙様式3)

予約に基づく診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1 診療科 科

2 保険外併用療養費に係る予約診察を行う時間帯

曜	日	標榜	診療時	標榜診療時間帯			診察を	行う		予約以外の	予約診察に従	予約料
						診療	時間帯	ř		診察に従事	事する医師又	
										する医師又	は歯科医師の	
										は歯科医師	数	
										の数		
曜日	午前	(	~	)	時	(	~	)	時			
	午後	(	~	)		(	~	)	時			
曜日	for also	,		)	時	,	094730	)	時			
唯口	午前		$\sim$		-	(	~	,	-			
	午後	(	~	)	時	(	~	)	時			
曜日	午前	(	$\sim$	)	時	(	$\sim$	)	時			
	午後	(	~	)	時	(	~	)	時			
曜日	午前	(	~	)	時	(	~	)	時			
	午後	(	~	)	時	(	~	)	時			
曜日	午前	(	~	)	時	(	~	)	時			
唯口		(	~	)	時時	(	~	)	吁時			
	午後	(	~	)	时	(	~	)	吁			
曜日	午前	(	$\sim$	)	時	(	$\sim$	)	時			
	午後	(	~	)	時	(	~	)	時			
曜日	午前	(	~	)	時	(	~	)	時			
- page first	午後	(	~	)	時	(	~	)	時			

注2 枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。

(別紙様式3)

予約に基づく診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

(実施日・変更日 年 月 日)

1 診療科 科

2 保険外併用療養費に係る予約診察を行う時間帯

曜	B	標榜	診療時	間帯		]診察を 時間帯		)	診察に従事	予約診察に従 事する医師又 は歯科医師の 数	予約料
曜日	午前	(	~	) 時	(	~	)	時			
	午後	(	~	) 時	(	~	)	時			F
曜日	午前	(	~	) 時	(	~	)	時			
	午後	(	~	) 時	(	~	)	時			р
曜日	午前	(	~	) 時		~	)	時			
	午後	(	~	) 時	(	~	)	時			Р
曜日	午前	(	~	) 時	(	~	)	時			
	午後	(	~	) 時	(	~	)	時			Р
曜日	午前	(	~	) 時	(	~	)	時			
HE H	午後	(	~	) 時	(	~	)	時			Р
曜日	午前	(	~	) 時	(	~	)	時			
日国門	午後	(	~	) 時	(	~	)	時			Ь
	7.17				١,						
曜日	午前 午後	(	~	) 時	(	~	)	時時			Р
	干饭	'		) hd			,	H.J.			

注1 本添付書類は、予約診療を行う標榜科ごとに記載すること。

注2 枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。

改正前

(別紙様式4)

保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

標榜診療時間

曜	E F		標榜診療時間	帯
n33 C1	h- 24	(		\ m
曜日	午前		$\sim$	) #
	午後	(	~	) #
曜日	午前		~	) [
- 12	午後	(	~	) B
曜日	午前	(	~	) [
	午後	(	~	) #
曜日	午前	(	~	) #
	午後	(	~	) [
曜日	午前	(	~	) [
- да н	午後	ì	~	) #
曜日	hr shir	,	~	) [
P隹 口	午前			
	午後	- (	~	) [
曜日	午前	(	~	) #
	午後	1 6	~	) [3

徴 収 額

円

(別紙様式4)

保険医療機関が表示する診療時間以外の 時間における診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(II)

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

標榜診療時間

B	標榜診療時間帯	
午前午後		時時
午前	( ~ )!	時時
午前	( ~ )!	時時
午前	( ~ ) !	時時
午前	( ~ )!	時時
午前	( ~ )!	時時
午前		時時
	午前後         午午         午前後         午午         午前後         午午         午午         午午         午午         午午         午午         午午         午午         午午	午前     (     ~     )       午後     (     ~     )       午前     (     ~     )       午後     (     ~     )       午前     (     ~     )       午後     (     ~     )       午後     (     ~     )

徴 収 額

円

	改 正 後		改正前				
(別紙様式5) 金属床による	5総義歯の提供の実施(変	更)報告書	(別紙様式5) 金属床による総義歯の提供の実施(変更)報告書				
上記について報告します。 令和 年 月 日			上記について報告し 令和 年 月				
	所在	医療機関の 地及び名称 段 者 名			所在	医療機関の 地及び名称 設 者 名	
地方厚生(支)局長 殿	(実施	日・変更日 年 月 日)		殿	(実施	日・変更日 年 月 日	
金属の種類	1床当たり	) の価格	金属の	金属の種類	1床当たりの価格		
	上 顎	下 顎			上 顎	下颚	
注2 1床当たりの価格は、医 上記の金額から、熱可塑性樹	 する金属の一般名を記入すること。 療機関内の掲示金額を記入すること 脂を用いて総義歯を作製した場合 を特別の料金として患者から徴い	と。 の金額(保険外併用療養費)(概	注2 1床当たり	の価格は、医 熱可塑性樹	□ 引する金属の一般名を記入すること 療機関内の掲示金額を記入するこ 計脂を用いて総義歯を作製した場合 分を特別の料金として患者から徴い	と。 の金額 (保険外併用療養費)	
17/ 22/2011	CINAL CONTRACTOR MANAGEMENT						

改正前

(別紙様式6)

医薬品の治験に係る実施 (変更) 報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

治験依頼 者名	治験薬の名称 ・効能効果	内・注・外	区分	対象患者数	治験実施期間
				人	年 月 日~
					年 月 日
				人	年 月 日~
					年 月 日
				人	年 月 日~
					年 月 日
					年 月 日~
					年月日
					年 月 日~
					年月日

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治 験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「効能効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注4 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注5 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注 7 本報告については、直近 1 年間 (前年 7 月 1 日~当該年 6 月 30 日) の実施状況を記載すること。

(別紙様式6)

医薬品の治験に係る実施 (変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(F)

殿

治験依頼 者名	治験薬の名称 ・効能効果	内・注・外	区分	対象患者数	治験実施期間
				人	年 月 日~
					年 月 日
				人	年 月 日~
					年 月 日
				人	年 月 日~
					年 月 日
				人	年 月 日~
					年 月 日
				人	年 月 日~
					年 月 日

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治 験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「効能効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注4 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注5 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注 7 本報告については、直近 1 年間 (前年 7 月 1 日~当該年 6 月 30 日) の実施状況を記載すること。

(別紙様式6の2)

医薬品の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日·変更日 年 月 日)

治験依頼者名	治験薬の名称	内・注・外	区分	治験届出	年月日	対象患者数
2/, #A cts He HO BB	AL MA TY 1.2 AL III	m)		D. 1- HO BB	th +r	), in the state of
治験実施期間	効能又は効果	用法及び月	日重・五	<b>文</b> 与 期 间	思有	からの徴収額
年 月 日~ 年 月 日						

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治 験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注7 「効能又は効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注8 「用法及び用量・投与期間」については、当該治験における用法及び用量・投与期間を記載すること。
- 注9 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる薬物の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

改正前

(別紙様式6の2)

医薬品の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(FI)

殿

治験依頼者名	治験薬の名称	内・注・外	区分	治験届出	年月日	対象患者数
治験実施期間	効能又は効果	用法及び月	目量・担	设与期間	患者	からの徴収額
年月日~年月日						Р

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治 験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注7 「効能又は効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注8 「用法及び用量・投与期間」については、当該治験における用法及び用量・投与期間を記載すること。
- 注9 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる薬物の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

改	正後	改	正前
(別紙様式7)		(別紙様式7)	
う蝕に罹患している患者の抗	<b></b> 肯導管理の実施(変更)報告書	う触に罹患している患者の指	<b></b> 肯導管理の実施(変更)報告書
上記について報告します。 令和 年 月 日		上記について報告します。 令和 年 月 日	
	保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名		保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名
地方厚生(支)局長 殿	(実施日・変更日 年 月 日)	殿	(実施日・変更日 年 月 日)
継続管理の種類	価格	継続管理の種類	価 格
フ ッ 化 物 局 所 応 用 (1口腔 1回につき)		フ ッ 化 物 局 所 応 用 (1口腔 1回につき)	
小 窩 裂 溝 填 塞 (1歯につき)		小 窩 裂 溝 填 塞 (1歯につき)	
	,		

(別紙様式8)

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

### 地方厚生(支)局長 殿

				(実施日・	変更日	年	月	
治験依頼 者名	治験機器 の名称	治験機器の使用目 的又は効果	区分	対象患者数	治縣	食実施	剪問	
				人	年年	月月	日~ 日	
					年年	月月	日~ 日	
				人	年年	月月	日~ 日	
				人	年年	月月	日~ 日	
				Д	年年	月月	日~ 日	

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載す
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載す ること。

(別紙様式8)

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

(EII)

				(美旭口・)	<b>发</b> 更口	4-	Н	1
治験依頼 者名	治験機器 の名称	治験機器の使用目 的又は効果	区分	対象患者数	治験	実施	期間	
				Д	年年	月月	日~ 日	
				,	年年	月月	日~ 日	
					年年	月月	日~ 日	
				人	年年	月月	日~ 日	
				人	年年	月月	日~ 日	

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載す ること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載す ること。

改正前

(別紙様式8の2)

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

治験依頼者名	治験機	器の名称	区分	治験届出年月日	対象患者数
					人
治験実施期間			使用目的又は	は効果	患者からの徴収額
年 月年 月	日~ 日				円

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、当該治験の治験機器の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的に みて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

(別紙様式8の2)

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(EII)

殿

治験依頼者名	治験核	機器の名称	区分	治験届出年月日	対象患者数
治験実施期	期間		使用目的又は効果		患者からの徴収額
年 月 年 月	日~ 日				н

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、当該治験の治験機器の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的に みて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

改 正 後	改 正 前			
(別紙様式9)	(別紙様式9)			
医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた医薬品の投与 の実施(変更)報告書	医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた医薬品の投与 の実施(変更)報告書			
:記について報告します。 :和 年 月 日	上記について報告します。 令和 年 月 日			
保険医療機関・ 保険薬 局 の 所在地及び名称 開 設 者 名	保険医療機関・ 保 険 薬 局 の 所在地及び名称 開 設 者 名			
カ厚生(支)局長 殿 (実施日・変更日 年 月 日)	殿 (実施日・変更日 年 月			
. 医薬品等	1. 医薬品等			
成 分 名 販 売 名 効能・効果 用法・用量 医薬品医療機器等 法の承認年月	成 分 名 販 売 名 効能・効果 用法・用量 医薬品医療機器等 患者からの徴収額 法の承認年月			
MI ALCO T - MI TIL IV.	a the decision of the second of			
. 薬剤師の勤務状況	2. 薬剤師の勤務状況			
氏名 勤務時間 氏名 勤務時間	氏名 勤務時間 氏名 勤務時間			

(別紙様式 10)

180 日を超える入院の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

入院料の区分	対象者数 (実数)	特 別 の 料 金 を 徴収した延べ日数	患者から徴収した料金
	人	日	円
	Д	日	円
	Д	日	円
	人	B	円
	Д	日	円
	人	日	円
	Д	日	円
	人	B	円

- 注1 「入院料の区分」の欄には、一般病棟入院基本料地城一般入院料3のように、算定すべき入 院料を記載すること。
- 注2 「対象者数 (実数)」の欄には、対象者の延べ人数ではなく、実数を記載すること。
- 注3 実施又は変更の届出の際は、「対象者数(実数)」欄及び「特別の料金を徴収した延べ日数」欄の記載は不要であること。また、「患者から徴収した料金」欄については、患者から徴収することを予定している金額(1人1日当たり)を記載すること。
- 注4 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

改正前

(別紙様式 10)

180 日を超える入院の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(H)

殿

入院料の区分	対象者数 (実数)	特 別 の 料 金 を 徴収した延べ日数	患者から徴収した料金
	人	日	円
	人	日	円
	Д	日	円
	Д	日	円
	人	日	円
	人	В	円
		日	円
	人	日	円

- 注1 「入院料の区分」の欄には、一般病棟入院基本料地域一般入院料3のように、算定すべき入 院料を記載すること。
- 注2 「対象者数 (実数)」の欄には、対象者の延べ人数ではなく、実数を記載すること。
- 注3 実施又は変更の届出の際は、「対象者数(実数)」欄及び「特別の料金を徴収した延べ日数」欄の記載は不要であること。また、「患者から徴収した料金」欄については、患者から徴収することを予定している金額(1人1日当たり)を記載すること。
- 注4 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

改正前

(別紙様式11)

薬価基準に収載されている医薬品の医薬品医療機器等法に基づく承認に係る用法等と異なる用法等に係る投与の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

成分名	販 売 名	効能・効果	用法・用量	患者からの徴収額

注:「効能・効果」の欄及び「用法・用量」の欄には、医薬品医療機器等法に基づく承認に係る 用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果を記載すること。

(別紙様式11)

薬価基準に収載されている医薬品の医薬品医療機器等法に基づく承認に係る用法等と異なる用法等に係る投与の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

**(II)** 

殿

成分名	販売名	効能・効果	用法・用量	患者からの徴収額

注 「効能・効果」の欄及び「用法・用量」の欄には、医薬品医療機器等法に基づく承認に係る 用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果を記載すること。

		改	正後					改	正前		
(別紙様式 12)	品医療機器等	注1m 甘	ベノ飛歩	フマルキ羽 記せる	21+4-	(別紙様式 12) 医 複	品医療機器等	注けま	こべく予試	フト初証な平	1++
	和医療機器等 又は体外診断						四医療機器等				
上記について報告しま 合和 年 月						上記について報告しま 令和 年 月					
				保険医療機関 保険薬局の 所在地及び名利 開設者 3	) 东					保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名	
地方厚生(支)局長 L. 医療機器又は体外				(実施日・変更)	年 月	1. 医療機器又は体外	殿			(実施日・変更日	年 月
一般的名称及び製品コード	医療機器又は体 外診断用医薬品 の販売名	使用目的	的又は効果	医薬品医療機器 等法の承認 又は認証年月	器 患者からの 徴収額	一般的名称及び 製品コード	医療機器又は体 外診断用医薬品 の販売名	使用目	的又は効果	医薬品医療機器 等法の承認 又は認証年月	患者からの 徴収額
2. 医療機器管理室区	ては体外診断用医薬	品管理室	医の整備状況			2. 医療機器管理室又	ては体外診断用医薬	医品管理:	室の整備状況		
医療機器管理室	有 · 無	Ę	体外診 品管理室	斯用医薬 医	有 • 無	医療機器管理室	有 • 無	Ħ.	体外診 品管理室		有 · 無
当該管理室におけ る常勤の臨床工学 技士の人数		名	当該管理 ける常勤 検査技師 数	めの 臨床	名	当該管理室における常勤の臨床工学 技士の人数		名	当該管理 ける常勤 検査技能 数	の臨床	名

改正前

(別紙様式12の2)

医療機器の医薬品医療機器等法に基づく承認 に係る使用目的等と異なる使用目的等に係る 使用の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

### 1. 医療機器

一般的名称及び 製品コード	医療機器の 販売名	使用目的 又は効果	操作方法又は 使用方法	患者からの徴収額

注 「使用目的又は効果」の欄及び「操作方法又は使用方法」の欄には、医薬品医療機器等法に 基づく承認に係る使用目的若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的若 しくは効果又は操作方法若しくは使用方法を記載すること。

### 2. 医療機器管理室の整備状況

医療機器管理室	有 · 無
当該管理室におけ	
る常勤の臨床工学	名
支士の人数	

(別紙様式12の2)

医療機器の医薬品医療機器等法に基づく承認 に係る使用目的等と異なる使用目的等に係る 使用の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

**(II)** 

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

#### 1. 医療機器

一般的名称及び 製品コード	医療機器の 販売名	使用目的 又は効果	操作方法又は 使用方法	患者からの徴収額

注 「使用目的又は効果」の欄及び「操作方法又は使用方法」の欄には、医薬品医療機器等法に 基づく承認に係る使用目的若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的若 しくは効果又は操作方法若しくは使用方法を記載すること。

## 2. 医療機器管理室の整備状況

医療機器管理室	有 · 無
当該管理室における常勤の臨床工学 技士の人数	名

改正前

(別紙様式 13)

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって 別に厚生労働大臣が定めるものの実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

	(実施)	日・変更日 年 月
診療の名称	施設基準の届出受理 年月日及び受理番号	患者からの徴収額
	年 月 日 ( )第 号	PI
	年 月 日 ( )第 号	PI
	年 月 日 ( )第 号	PI
	年 月 日 ( )第 号	円
	年月日()第号	PI

- 注1 「診療の名称」欄については、「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」 (平成18年厚生労働省告示第498号)第7号の5に掲げる名称を記載すること。
- 注2 「施設基準の届出受理年月日及び受理番号」欄については、「特掲診療料の施設基準等及び その届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)の規定に 基づく地方厚生(支)局長への施設基準の届出受理内容について記載すること。
  - ただし、当該医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に施設基準が定められていない 場合は、記載する必要がないこと。

(別紙様式 13)

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって 別に厚生労働大臣が定めるものの実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開設者名

(EII)

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

施設基準の届出受理 診療の名称 患者からの徴収額 年月日及び受理番号 年 月 日 円 ( )第 号 年 月 日 円 ( )第 号 年 月 日 円 ( )第 号 年 月 日 円 ( ) 第 号 年 月 日 円 ( )第 号

- 注1 「診療の名称」欄については、「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」 (平成18年厚生労働省告示第498号)第7号の5に掲げる名称を記載すること。
- 注2 「施設基準の届出受理年月日及び受理番号」欄については、「特掲診療料の施設基準等及び その届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)の規定に 基づく地方厚生(支)局長への施設基準の届出受理内容について記載すること。

ただし、当該医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に施設基準が定められていない 場合は、記載する必要がないこと。

改 正	後	改	正前
(別紙様式 14)		(別紙様式 14)	
前歯部の金属歯冠修復に	使用する金合金又は	前歯部の金属歯冠修復	复に使用する金合金又は
白金加金の支給の実施	<b>奄(変更)報告書</b>	白金加金の支給の	実施 (変更) 報告書
上記について報告します。 令和 年 月 日		上記について報告します。 令和 年 月 日	
	保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名		保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名
地方厚生(支)局長 殿	(実施日・変更日 年 月 日)	殿	(実施日・変更日 年 月 日)
金属の種類	1 歯当たりの価格	金属の種類	1 歯当たりの価格
金合金・白金加金		金合金・白金加金	
金合金・白金加金		金合金・白金加金	
注1 金属の種類は、前歯部の金属歯冠修復に使用す 注2 1歯当たりの価格は、医療機関内の掲示金額を		注1 金属の種類は、前歯部の金属歯冠修復に使注2 1歯当たりの価格は、医療機関内の掲示金	

改正前

(別紙様式 15)

再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

## 地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

				(実施日・	変更日	年	月日
治験依頼 者名	治験製品 の名称	治験製品の効能、 効果又は性能	区分	対象患者数	治縣	食実施其	排間
				人	年	. 月	日~
					年	月	日
				人	年	月	日~
					年	月	日
				人	年	月	日~
				/3	年		日
				人	年	. 月	日~
					年		B
					年	. 月	B∼
					年		日 日

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載すること。

(別紙様式 15)

再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(EII)

殿

冶験依頼 者名	治験製品 の名称	治験製品の効能、 効果又は性能	区分	対象患者数	治験多	<b>E施期</b>	間
				人	年	月	日~
					年	月	日
				人	年	月	日~
					年	月	日
				人	年	月	日~
					年	月	日
				人	年	月	日~
					年	月	日
				人	年	月	日~
					年	月	日

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称 が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断 される名称を付記すること。
- 注3 「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載すること。

(別紙様式 15 の 2)

再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

治験依頼者名	治験動	見品の名称	区分	治験届出年月日	対象患者数
					人
治験実施	期間		効能、効果又	は性能	患者からの徴収額
年 月 年 月	日~ 日				н

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる加工細胞等の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

改正前

(別紙様式15の2)

再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書 (患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

EI

殿

治験依頼者名	治験製	品の名称	区分	治験届出年月日	対象患者数
					Α.
治験実施基	期間		効能、効果又	は性能	患者からの徴収額
年 月年 月	日~ 日				円

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る医薬品医療機器等法に基づく治験計画の 届出年月日を記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる加工細胞等の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

		改正後	:				İ	改正前		
(別紙様式 16)					(	別紙様式 16)				
	医薬品医療機器 手生医療等製品 <i>0</i>		(承認を受けた 面(変更)報告書				医薬品医療機器 生医療等製品の		(承認を受けた 面(変更)報告書	F
記について報告しまれ 年 月						記について報告しま 和 年 月				
			保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名						保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名	1
2方厚生(支)局長 . 再生医療等製品	殿		(実施日・変更日	年 月 日)	1	,再生医療等製品	殿		(実施日・変更日	年 月 日
	再生医療等製品の 販売名	効能、効果 又は性能	医薬品医療機器 等法の承認年月	患者からの 徴収額			再生医療等製品の 販売名	効能、効果 又は性能	医薬品医療機器 等法の承認年月	患者からの 徴収額
					2	<b>再</b> 上 医	で理室の整備状況			
. 再生医療等製品管理室	管理室の整備状況 有 ・	無				再生医療等製品 管理室	有 •	無		

改正前

(別紙様式 17)

再生医療等製品の医薬品医療機器等法に基づ く承認に係る効能等と異なる効能等に係る使 用の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関· 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 年 月 日)

### 1. 再生医療等製品

一般的名称	再生医療等製品	効能、効果	用法及び用量	患者からの徴収額
一板的名称	の販売名	別能、別来 又は性能	アは使用方法	思有からの徴収額
	V) ((C) (C)	入16江北	人位区/11/7区	

注 「効能、効果又は性能」の欄及び「用法及び用量又は使用方法」の欄には、医薬品医療機器 等法に基づく承認に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能と異なる用法、用量、使 用方法、効能、効果又は性能を記載すること。

#### 2. 再生医療等製品管理室の整備状況

再生医療等製品 管理室	有 • 無
当該管理室におけ る常勤の担当者の 人数	名

(別紙様式17)

再生医療等製品の医薬品医療機器等法に基づ く承認に係る効能等と異なる効能等に係る使 用の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関· 保険薬局の 所在地及び名称

開設者名

(EII)

(実施日・変更日 年 月 日)

### 1. 再生医療等製品

一般的名称	再生医療等製品 の販売名	効能、効果 又は性能	用法及び用量 又は使用方法	患者からの徴収額

注 「効能、効果又は性能」の欄及び「用法及び用量又は使用方法」の欄には、医薬品医療機器 等法に基づく承認に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能と異なる用法、用量、使 用方法、効能、効果又は性能を記載すること。

### 2. 再生医療等製品管理室の整備状況

再生医療等製品 管理室	有 • 無
当該管理室におけ る常勤の担当者の 人数	名

改正前

(別紙様式 18)

白内障に罹患している患者に対する水晶体再建術に使用する眼鏡装用率の軽減効果 を有する多焦点眼内レンズの支給の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

### 地方厚生(支)局長 殿

(実施日・変更日 令和 年 月 日)

	( ) / ( ) / ( ) / ( )	14.16 1 24 67
多焦点眼内レンズの販売名	医薬品医療機器等法 承認番号	患者からの徴収額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

- 注1 使用する多焦点眼内レンズについて、医薬品医療機器等法上の承認 (同法第23条の2の5 第1項又は第23条の2の17の第1項による承認) を受けたことを示す資料を添付すること。
- 注2 「患者からの徴収額」は、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金(1眼当たり)として医療機関内に掲示した金額を記入すること。
- 注3 「患者からの徴収額」が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料として、眼鏡 装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズ及び当該医療機関で医科点数表に規定する水晶体 再建術において使用する主たる眼内レンズ(その他のものに限る。)の購入価格を示す資料をそれぞれ添付すること。

(別紙様式 18)

白内障に罹患している患者に対する水晶体再建術に使用する眼鏡装用率の軽減効果 を有する多焦点眼内レンズの支給の実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 年 月 日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

ED

殿

		ACC ACC ACC ACC ACCA
多焦点眼内レンズの販売名	医薬品医療機器等法 承認番号	患者からの徴収額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

- 注1 使用する多焦点眼内レンズについて、医薬品医療機器等法上の承認(同法第23条の2の5 第1項又は第23条の2の17の第1項による承認)を受けたことを示す資料を添付すること。
- 注2 「患者からの徴収額」は、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金(1眼当たり)として医療機関内に掲示した金額を記入すること。
- 注3 「患者からの徴収額」が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料として、眼鏡 装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズ及び当該医療機関で医科点数表に規定する水晶体 再建術において使用する主たる眼内レンズ (その他のものに限る。) の購入価格を示す資料をそれぞれ添付すること。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」 (平成18年3月30日保医発第0330008

- 号) (最終改正:令和2年3月27日保医発0327第1号) の一部改正について
- 1 別紙のⅡの第1の5を次のように改める。
  - 5 「訪問看護ステーションの所在地及び名称、指定訪問看護事業者氏名」欄について 訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに指定訪問看護事業者氏名については、事業 者の指定申請の際に地方厚生(支)局長に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地、名 称及び事業者名を記載すること。

# 2 適用日

1の改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

○「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」(平成18年3月30日保医発第0330008号)(最終改正:令和2年3月27日保医発0327第1号)の一部改正につ いて

(傍線部分が改正部分)

改正後 改正前 別紙 別紙 訪問看護療養費請求書等の記載要領 訪問看護療養費請求書等の記載要領 Ⅱ 請求書等の記載要領 Ⅱ 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項 (様式第一関係) 第1 請求書に関する事項(様式第一関係)  $1 \sim 4$  (略)  $1 \sim 4$  (略) 5 「訪問看護ステーションの所在地及び名称、指定訪問看護事業者氏 5 「訪問看護ステーションの所在地及び名称、指定訪問看護事業者氏 名」欄について 名、 📵 | 欄について 訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに指定訪問看護事業者氏 (1) 訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに指定訪問看護事業 名については、事業者の指定申請の際に地方厚生(支)局長に届け出た 者氏名については、事業者の指定申請の際に地方厚生(支)局長に 当該訪問看護ステーションの所在地、名称及び事業者名を記載するこ 届け出た当該訪問看護ステーションの所在地、名称及び事業者名を と。 記載すること。 (2) ⑩については、当該様式に、予め訪問看護ステーションの所在 地、名称及び事業者名とともに印形を一括印刷している場合には、 捺印として取り扱うものであること。また、事業者自体で請求書用 紙の調製をしない場合において、訪問看護ステーションの所在地、 名称及び事業者名及び印のゴム印等を製作の上、これを押捺するこ とは差し支えないこと。

 $6 \sim 11$  (略)

 $6 \sim 11$  (略)

# 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

別紙様式 25 及び別紙様式 27 を次のように改める。

当該改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

# 酸素の購入価格に関する届出書(年度)

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	(C	比酸素貯槽 E)	(Lo		(3, 00	ボンベ OL超)	小型ス (3,000	
サハ 十 刀	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								
単価								

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月		と酸素貯槽 E)		比酸素容器 GC)		ドンベ 0L超)	小型 <sup>元</sup> (3,000	ドンベ L以下)
<b>州八千万</b>	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年 月								
単価								

# 3 その他

購入業者名	種類(液化酸素、ボンベ)

ト記の	ト	おり	屈出	します。
1 81:07		ねり	/III (III)	レエ9。

年 月 日

医療機関コード

保険医療機関

所在地 名 称 開設者

地方厚生(支)局長 殿

# [記載上の注意事項]

- 1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。
- 2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。 なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

# 90日を超えて一般病棟に入院している患者に関する退院支援状況報告書

厚牛(支)局長 殿

一—————————————————————————————————————	,		診療年月  年	月
患者名	男∙女	入院日	年 月 日	l
生年月日	│ 明·大·昭·平·令 年 月 日 │ │ │	退院日 (既に退院している場合)	年月日	1
入院の契機となった 傷病名	( ) ( ) ( )	治療を長期化させる 原因となった傷病名	ア 脳卒中の後遺症 イ 認知 ウ その他	知症 )
入院前の状況 (当てはまるもの全てにOをつ ける)	一人暮らし ・ 同居家族あ 同居していないが家族		子 ・ その他)・ 施設等 )	
治療の経過及び治療 が長期化した理由				
日常的に行われてい る医療行為その他特 記すべき病状等	ア 喀痰吸引 → 1日 ( )回 イ 経管栄養 → 手法: 胃ろう・ ウ 中心静脈栄養 エ 気管切開又は気管内挿管 オ 褥瘡に対する処置 → 褥瘡が カ その他の創傷処置 キ 酸素投与 ク その他(	できてからの期間(	) 日	
現在の医学的な状態	安定・変動はあるが概ね安定・ 具体的内容:	・ 変動が大きい ・全く安!	定していない	
看護職員による看護 提供の状況	ア 定時の観察のみで対応 イ 定時以外に1日1回〜数回の観 ウ 頻回の観察および処遇が必要 エ 24時間観察および処遇が必要		)	
退院支援を主に担う者 (当てはまるもの全てにOをつ ける)	ア 担当医 イ 退院支援専任の医エ 退院支援に専任の看護職員 オ	師 ウ 病棟看護職員 ナ 社会福祉士 カ その	)他( )	
	ア 患者の医学的状態が安定しない イ 医療的状態は安定しており退院 a 退院の日程は決定しており、 b 退院先は決定しているが、退 ・自宅の受け入れ状況の調整 ・介護施設等に受け入れが決	だが可能 退院待ちの状態 退院の日程が決定していた を中のため		
退院に係る問題点、 課題等	c 退院先も退院日程も決定して ・他の病院への転院が適切と ・介護施設、福祉施設等への ・退院に当たって導入する介護・適切な退院先がわからない ・今後の療養に関する患者・第 ・今後の療養に関する本人の ・その他(	:考えられるが受け入れ先 )入所が適切と考えられる 護・福祉サービスの調整な 家族の希望が決定している	が受け入れ先がない <b>ができていない</b> ない	
退院へ向けた支援の 概要			退院後に利用が予想される社 祉サービス等	<del></del> t会福
予想される退院先	ア 自宅 イ 有料老人ホーム、グループホーウ 特別養護老人ホーム、介護老人 エ 療養病床等の長期療養型医療 オ その他(	<b>人保健施設等の介護施設</b>	又は障害者施設	)

(医療機関名)

(退院支援計画担当者)

# ○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(網掛部分が改正部分)

### ( 1 回	改 正 後	改 正 前
<ul> <li>・ 前中の1月から12月まで必要が個人知識</li> <li>・ 日本の2月から12月まで必要が個人知識</li> <li>・ 日本の2月から12月まで必要が個人知識という場合に対する協計者に対する協計者に対する協計者に対する協力を対するとします。</li> <li>・ 日本の2月から12月は、日本の2月から2月まままで必要が個人知識</li> <li>・ 日本の2月から12月まままで必要が個人知識という場合に対する協力の表に対する協計者に対する場合に対する協計者に対する場合に対する場合に対する協力を対するとします。</li> <li>・ 日本の2月が日本の2月</li></ul>		
<ul> <li>(日本の間入傷格に関する延出書 (中皮)</li> <li>(日本の間入傷格に関する延出書 (中皮)</li> <li>(日本の日月から12月まで必要が個人知識</li> <li>(日本の日月から12月までの理念が個人知識)</li> <li>(日本の日月から12月までの理念が個人知識)</li> <li>(日本の日月から12月までの理念が個人知識)</li> <li>(日本の日日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の</li></ul>	(9)新様之(25)	(9)紙様(25)
前中の1月から12月までの機が極大限   大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボンボ) (大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボンボー (大阪ボン (大阪ボンボー (大阪ボンボ) (大阪ボン (大阪 (大阪 (大阪 (大阪		
個人中日   個人日日   日本日日    酸素の購入価格に関する届出書 (年度)	酸素の購入価格に関する届出書 (年度)	
編入中の	1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績	1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績
株式の日    (C.E.) (LCC) (9.000 ML) (9.000 ELE)	(CE) (LCC) (9.000 M) (9.000 PLE)	
	I購入字積   購入字積   購入字積   購入字積   購入字積   購入字積   購入字積   購入字積   購入字積	購入容積   購入対価   購入容積   購入対価   購入容積   購入対価   購入容積   購入対価
37   1   1   1   1   1   1   1   1   1	年 1 月	年1月
4 月   1   1   1   1   1   1   1   1   1		
6月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月	4 月	4.1)
7月		
□ 2月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月	7 月	7.71
1 0月 1 1月 1 2月 1		
1 2月    10 //	10月	
2 前年 1 年間において動産の購入実施とない場合(当該の使用が必要との職人実施)   2 前年 1 年間において動産の購入実施とない場合(当該の使用が必要との職人実施)   2 前年 1 年間において動産の購入実施とない場合(当該の使用が必要との場合) (3,000以下) (3,0		
2 前年1年間において他走の個人天道がない場合(当該治療月前の酸素の個人天道) (		31
「現人年月   「現人年月   「現人年度   「現入年度   「現人年度   「現入年度   「現	甲值	甲值
「京大野橋   京大野橋   京大野衛衛   京大野衛衛衛大野衛衛   京大野衛衛衛大野衛衛   京大野衛衛   京大野衛衛衛大野衛衛   京大野衛衛衛大野衛衛衛   京大野衛衛衛   京大野衛衛衛和大野衛衛衛大野衛衛   京大野衛衛衛大野衛衛衛和大野衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛	2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)	2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)
「京大中海   環入が極   電力がある   (月)   (†2+35 ) (月)   (*2+35 ) (月)   (*	(C.11) (1.00) (2.0001 M) (2.0001 PLT)	(C.E.) (1.60) (2.000 M) (2.000 ELT)
年 月   中値   日   日   日   日   日   日   日   日   日	「バヘキリ」 「購入客稿」購入客稿」購入客稿」購入客稿」購入客稿」購入客稿」購入客稿」購入客稿」	· 「「「「「「「」」」 「「「」」 「「」 「「」 「 」 「 「 」 「 」
3 その他	年 月	年 月
課人業者名   種類 (液化酸素、ボンペ)	47-(8)	47-(8)
上記のとおり届出します。  年 月 日    下産地   保険医療機関	3 その他	3 その他
年 月 日	購入業者名 種類(液化酸素、ボンベ)	購入業者名 種類 (液化酸素、ボンベ)
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
反放機関コード         医療機関コード           保険医療機関         所在地名 移 関設者         保険医療機関         所在地名 移 関設者           股         股           [記載上の注意事項]         [記載上の注意事項]           1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。 2 対価は、実際に購入した価格、前費税を含む。)を記載すること。 5 対価は、実際に購入した価格、前費税を含む。)を記載すること。 2 対価は、実際に購入した価格の合命元年9月30日までの間に原薬機関が購入したものについては、当該対価           2 対価は、実際に購入した価格の同意程を受け、)を記載すること。 2 対価は、実際に購入した価格の同意税を含む。)を記載すること。 2 対価は、実際に購入した価格の同意に原薬機関が購入したものについては、当該対価		
保険医療機関 名 移   関設者   関設者   関設者   関設者   関設者   関		
保険医療機関 名 移   関設者   関設者   関設者   関設者   関設者   関	NC An Ada	NO for his
股	保険医療機関 名 称	保険医療機関 名 称
[記載上の注意事項]  1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。 2 対価は、実際に購入した価格 (消費税を含む。)を記載すること。		
1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。 2 対価は、実際に購入した価格・消費税を含む。)を記載すること。 近 対価は、実際に購入した価格・消費税を含む。)を記載すること。 近 対価は、実際に購入した価格・消費税を含む。)を記載すること。 近 対価は、実際に購入した価格・消費税を含む。)を記載すること。		
2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。 なお、平成30年1月1日から合和元年9月30日までの間に民孽機関が購入したものについては、当該対価 なお、平成30年1月1日から合和元年9月30日までの間に民孽機関が購入したものについては、当該対価	1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酵素について記載すること。	1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日主での間に購入したすべての酸素について記載すること。
に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端放を四倍五入した額とする。 に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端放を四倍五入した額とする。	なお、平成30年1月1日から合和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価	なお、平成30年1月1日から合和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価
	に108分の110を乗じて得た額の1円未満の帰数を四捨五入した額とする。	に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を包括五入した額とする。

(別紙様式27)

## 90日を超えて一般病棟に入院している患者に関する退院支援状況報告書

厚生(支)局長 殿

			診療年月 年 月
患者名	男·女	入院日	年 月 日
生年月日	明·大·昭·平·令 年 月 日 ( )歳	退院日 (既に退院している場合)	年 月 日
入院の契機となった 傷病名	( )	治療を長期化させる 原因となった傷病名	ア 脳卒中の後遺症 イ 認知症 ウ その他 ( )
入院前の状況 (当てはまるもの全てに〇をつ ける)	一人暮らし ・ 同居家族あ 同居していないが家族		子 ・ その他) ・ 施設等 )
治療の経過及び治療 が長期化した理由			
日常的に行われてい る医療行為その他特 記すべき病状等	ア 略亦吸引 → 1日 ( )回 付 経管栄養 → 手法: 胃ろう。 ウ 中心静脈栄養 エ 気管切開又気管内挿管 オ 得傭に対する処置 → 得瘡が カ その他の創傷処置 中 酸素投与 ク その他		)B
現在の医学的な状態	安定・変動はあるが概ね安定・ 具体的内容:	・変動が大きい・全く安	定していない
看護職員による看護 提供の状況	ア 定時の観察のみで対応 イ 定時以外に1日1回〜数回の観 ウ 頻回の観察および処遇が必要 エ 24時間観察および処遇が必要		)
退院支援を主に担う者 (当てはまるもの全てに〇をつ ける)	ア 担当医 イ 退院支援専任の医 エ 退院支援に専任の看護職員 2		)他( )
	ア 患者の医学的状態が安定しない 「保療的状態は安定しており退例 」を退院の日程は決定しており退例 」自定の受け入れ状況の類響 ・介種施散等に受け入れが3 ・子の他(	が可能 退院待ちの状態 退院の日程が決定している を中のため	
退院に係る問題点、課題等	この他 は この に が で に の の の の の の の の の の の の の	:考えられるが受け入れ失 )入所が適切と考えられる 護・福祉サービスの関整が ・ 家族の希望が決定してい	が受け入れ先がない ができていない ない
退院へ向けた支援の 概要	- 5,44.001		退院後に利用が予想される社会福 社サービス等
予想される退院先	ア 自宅 イ 有料老人ホーム、グルーブホー ウ 特別養護老人ホーム、介護老 エ 療養病床等の長期療養型医療 オ その他(	人保健施設等の介護施設	又は障害者施設

(医療機関名)

(退院支援計画担当者)

(別紙様式27)

## 90日を超えて一般病棟に入院している患者に関する退院支援状況報告書

厚生(支)局長 販			診療年月	年		
患者名	男·女	入院日	年	月	日	
生年月日	明·大·昭·平·令 年 月 日 ( ) 歳	退院日 (既に追院している場合)	年	Я	日	
入院の契機となった 傷病名	( )	治療を長期化させる 原因となった傷病名	ア 脳卒中の後遺動 ウ その他	ŧ 1	\$2,900	
入院前の状況 (当てはまるもの全てにOをつ ける)	一人暮らし ・ 同居家族あ 同居していないが家慈		子 ・ その他)・	施設等	i	
治療の経過及び治療 が長期化した理由						
日常的に行われてい る医療行為その他特 記すべき病状等	ア 略亦吸引 → 1日 ( )回 イ 経管栄養 → 手法: 買ろう・ ウ 中心静脈栄養 エ 気管切開又は気管内挿管 オ 海傭に対する処置 → 海傭が カ その他の劇傷処置 ト 酸素投与 ク その他	できてからの期間(	)B	)		
現在の医学的な状態	安定 ・ 変動はあるが概ね安定 ・ 具体的内容:	・変動が大きい・全く安	定していない			
看護職員による看護 提供の状況	ア 定時の観察のみで対応 イ 定時以外に1日1回~数回の観 ウ 頬回の観察および処遇が必要 エ 24時間観察および処遇が必要			)		
退院支援を主に担う者 (当てはまるもの全てに〇をつ ける)	ア 担当医 イ 退院支援専任の医		0他(	)		
退院に係る問題点、 課題等	フ 患者の医学的状態が安定しない					
退院へ向けた支援の 概要			退院後に利用が予 社サーt		る社会	
予想される退院先	ア 自宅 イ 有料老人ホーム、グループホー ウ 特別要譲を人ホーム、介護を人 エ 療養病床等の長期療養型医療 オ その他(	、保健施設等の介護施設	又は障害者施設		)	

(医療機関名)			
(退院支援計画担当者	)	印	

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第2号) (最終改正:令和2年9月30日保医発0930第2号) の一部改正について

別添7、別添7の2、様式40の5、様式40の7及び様式40の8を次のように改める。 当該改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

# 基本診療料の施設基準等に係る届出書

は保険薬局コー は保険薬局コー		届出番号	
連絡先 担当者氏名: 電話番号:			
(届出事項)			
[		] の施設基準に係る履	<b></b>
		当該届出に係る事項に関し、不正又は不当 行ったことがないこと。	な届出(泫
		寮担規則及び薬担規則並びに療担基準に基 定する基準に違反したことがなく、かつ現	
関する法律第7		、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療 づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬 たことがないこと。	
数の基準並びに	こ入院基本料の算定方法	生労働大臣の定める入院患者数の基準及び  法に規定する入院患者数の基準に該当する る保険医療機関でないこと。	
標記について、よ	:記基準のすべてに適1	合しているので、別添の様式を添えて届出	します。
年	月 日		
保険医療機関 及び名称	の所在地		
		開設者名	
地方厚生(支	)局長 殿		

- 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
- 3 届出書は、1通提出のこと。

# 基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コ 又は保険薬局コ			連絡先 担当者氏名   電話番号	
(届出事項)				
□ 機能強化	:加算		(※機能強化第	号)
口 救急医療	· 管理加算		(※救急医療第	号)
口 せん妄ハ	イリスク患者ケ	ア加算	(※せん妄ケア第	号)
		こおいて当該届出 を行ったことか		不正又は不当な届出(法令の
				療担基準に基づき厚生労働力 、かつ現に違反していない
る法律第72	条第1項の規定し	こおいて、健康保 こ基づく検査等の とことがないこと	)結果、診療内容又は	び高齢者の医療の確保に関う 診療報酬の請求に関し、不
基準並びに	入院基本料の算が		入院患者数の基準に	数の基準及び医師等の員数の 該当する保険医療機関又は
標記について、	、上記のすべてに	こ適合し、施設基	準を満たしているの	で、届出します。
令和 年	<b>月</b>	日		
保険医療機 及び名称	幾関の所在地			
及い石が				
			開設者名	
地方厚生	(支)局長 殿			

- 備考1 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
  - 2 ※は記載する必要がないこと。
  - 3 届出書は、1通提出のこと。

# データ提出開始届出書

1. 試行データ作成開始日 (※1)

2. DPC調査事務局と常時連絡可能な担当者

事項	担 当 者 1 (**2)	担 当 者 2 (※2)
所属部署		
役 職		
氏 名		
電話番号		
FAX番号		
E-mail (**3)		

## 〔記載上の注意〕

- ※1 試行データ作成開始日には、試行データの作成を開始する月の初日を記載すること(例えば、 令和2年5月20日の提出期限に合わせて本届出書を提出する場合は、作成する試行データは令 和2年6月及び7月のデータとなるため、本欄には令和2年6月1日と記載する。)。
- ※2 DPC対象病院又はDPC準備病院である病院の場合は、データ提出に係る連絡担当者として 既にDPC調査事務局に登録している担当者と同じ者を記載すること。
- ※3 担当者は必ず2名を設定し、E-mailアドレスについては、可能な限り別々なものを記載すること。

## [届出上の注意]

- 1 データの提出を希望する保険医療機関は、令和2年5月20日、8月20日、11月20日、令和3年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和4年2月21日までに、本届出書について、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- 2 様式 40 の 8 の届出を行った保険医療機関が再度本届出を行う場合は、本届出書にデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付すること。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所

開設者名

# データ提出加算に係る届出書

1. A	4 245 デー	タ提出加算に関す	る施設基準	(該当する項目にチ	・ェックをすること。	)
------	----------	----------	-------	-----------	------------	---

- □ A 207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- □ A207診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。(※1)
- □ 「DPC導入の影響評価に関する調査」に適切に参加できる。
- □ 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。

# 2. 医療法上の許可病床数 (※2)

:	3 7/ 3 7/ 1 7/ 2
一般病床	床
精神病床	床
感染症病床	床
結核病床	床
療養病床	床
計	床

3. 届出を行う項目(該当する項目にチェックをすること。) (※3)

データ提出加算 1 データ提出加算 3 データ提出加算 2 データ提出加算 4	口 イ (医療法上の許可病床数が200床以上)
	□ □ (医療法上の許可病床数が200床未満)
	□ イ (医療法上の許可病床数が200床以上)
	□ □ (医療法上の許可病床数が200床未満)

## 〔記載上の注意〕

- ※1 「A207 診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。」の欄は、回復期リハ ビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又はその両方のみの届出を 行う保険医療機関のみ、チェックをすること。
- ※2 病床数は、医療法第7条第2項に規定する病床(医療法上の許可病床数)の種別ごとに数を 記載すること。
- ※3 入院データを提出する場合は、データ提出加算1及び3のイ又は口を選択すること。 入院データ及び外来データを提出する場合は、データ提出加算2及び4のイ又は口を選択すること。

上記のとおり届出を行います。

令和	午	Ħ	
דו יידו	4	н	

保険医療機関コード

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所

# データ提出加算に係る辞退届

辞退年月	日				1
令和	口 年	Ę F	1 =	l	
1. 辞退理Ⅰ	<b>b</b>				
[届出上の注	t音)				
1 再度ラ	ータ拐				ては、様式 40 の 5「データ提出開始届出書」に加え、データ 要な体制が整備されたことを示す書面を添付し、地方厚生
					安な体制が登開されたことを示り音画を添わし、地力厚生 労働省保険局医療課長に提出すること。
					提出加算を辞退する場合にも本届出書を提出すること。
上記のとお	いりデー	- タ提出	出加算に	係る届に	出を辞退します。
令和 年	E J.	<b>E</b>	3		
保険医療					
保険图	<b>돌療機関</b>	目の名称	尓		
保険貿	<b>돌療機</b> 関	の所名	主地住所	÷	

開設者名

厚生労働省保険局医療課長 殿

(連絡先)担当者名 所属部署 電話番号 E-mail

(別添5 参考)

○「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)(最終改正:令和2年9月30日保医発0930第2号)の一部改正について

(網掛部分が改正部分)

	改正前
別添 7	別添7
基本診療料の施設基準等に係る届出書	基本診療料の施設基準等に係る届出書
保険医療機関コード 又は保険薬局コード 連絡先 担当者氏名: 電話番号:	保険医療機関コード 又は保険薬局コード 連約当 担当者氏名: 電話番号:
(届出事項) [ の施設基準に係る届出	(届出事項) [
□ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 □ 当該届出を行う前6月間において飛担規則及び薬担規則並びに飛担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したく、かつ現に違反していないこと。 □ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準立じ入院基本料の算定方法に対力との定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準立じ入院基本料の算定方法に関立する人院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の負数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。  年月日	□ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 □ 当該届出を行う前6月間において食担規則及び薬担規則並びに廃担基準に基づき厚生労働が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 □ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく核査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準立びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 #記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。  年月日  保険医療機関の所在地
及び名称 開設者名 地方厚生 (支) 局長 殿	及び名称 開設者名 印
備考1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。	備考1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 口には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。

別添7の2

## 基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	連絡先担当者氏名:電話番号:
(届出事項)	
□ 機能強化加算	(※機能強化第 号)
□ 救急医療管理加算	(※救急医療第 号)
□ せん妄ハイリスク患者ケア加算	(※せん妄ケア第 号)
□ 水林尼山水(三) 数 C B B ( ch ) ( T 水林 C )	
□ 当該届出を行っ前6月間において当該届は 規定に基づくものに限る。)を行ったこと	出に係る事項に関し、不正又は不当な届出 (法令の がないこと。
	則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大 に違反したことがなく、かつ現に違反していないこ
当該届出を行う前6月間において、健康 る法律第72条第1項の規定に基づく検査等 又は不当な行為が認められたことがないこ。	保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関すの結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正と。
	大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の る入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医 でないこと。
標記について、上記のすべてに適合し、施設を	<b>基準を満たしているので、届出します。</b>
令和 年 月 日	
保険医療機関の所在地 及び名称	
	開設者名
地方厚生(支)局長 殿	
備考 1 □には、適合する場合「レ」を記 2 ※は記載する必要がないこと。	己入すること。

別添7の2

# 基本診療料の施設基準等に係る届出書

ては任	R B	食	车				-																					-	_		番	-	_													
(届)	H 3	<b>\$</b>	項	)																																					_	_				7
		機	能	強	1	sh	0	算																	(	×	横	是有	ŧŝ	鱼	比	第			号	)										
		枚	急	医	报	F	Ť	理	þ١	13	I														(	×	中	女念	N.	E	寮	第			号	)										
	1	t.	6	妄	/	1	1	IJ	ス	2	Sin	3	者	ケ	7	h	0.3	草							(	*	せ	6	妄	ケ	ア	第			号	)										
o ,																										12				=	對	L.		不	Œ.	又	ţ;	不当	当な	i li	孟出	H	(;	去令	0	,
		555																																										労働なし		
	5		#1	第	72	条	Ħ	5	1	項	の	規	定	1	: 1	ţ.	づ	<	核	1	Ť:	等	0)	新																				こ関ス		
	ŧ.	年;	世	U	1=	入	防	1	ţ:	本	料	0	算	T	27	5	去	i	規	17	Ē	す	る	7	P		3	5	数(															製数又に		
標音	15	-	21	١,	T		L	0	26	7)	す	べ	T	1	i	n d	4	L		放	(E)	及	基	準	さ	清	<b>与</b> 力	د ا	, 1		,1,	30	か	で	. 1	雷出	H	100	ŧ 3	<b>t</b> 。	_					
令和	0				ź	F					月					H																														
		険び			-	幾	関	σ.	) F	听	在	地																																		
																								H		殳	者	名													ET.	]				
									ung	设																																				

様式 40 の 5

### データ提出開始届出書

1. 試行データ作成開始日 (\*\*1)

令和	年	B		
TD ALL	4	月	日	

2. DPC調査事務局と常時連絡可能な担当者

事 項	担当者 1 (※2)	担 当 者 2 (※2)
所属部署		
役 職		
氏 名		
電話番号		
FAX番号		
E-mail (#3)		

「記載上の注意〕

- ※1 試行データ作成開始日には、試行データの作成を開始する月の初日を記載すること(例えば、令和2年5月20日の提出期限に合わせて本届出書を提出する場合は、作成する試行データは令和2年6月及び7月のデータとなるため、本欄には令和2年6月1日と記載する。)。
- ※2 DPC対象病院又はDPC準備病院である病院の場合は、データ提出に係る連絡担当者として 既にDPC調査事務局に登録している担当者と同じ者を記載すること。
- ※3 担当者は必ず2名を設定し、E-mailアドレスについては、可能な限り別々なものを記載すること。

[届出上の注意]

- 1 データの提出を希望する保険医療機関は、令和2年5月20日、8月20日、11月20日、令和3年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和4年2月21日までに、本届出書について、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- 2 様式 40 の8 の届出を行った保険医療機関が再度本届出を行う場合は、本届出書にデータを継続 的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付すること。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所

開設者名

厚生労働省保険局医療課長 殿

様式 40 の 5

### データ提出開始届出書

改正前

1. 試行データ作成開始日 (\*1)

令和 年 月 日

2. DPC調査事務局と常時連絡可能な担当者

事 項	担 当 者 1 (**2)	担 当 者 2 (**2)
所属部署		
役 職		
氏 名		
電話番号		
FAX番号		
E-mail (**3)		

「記載上の注意」

- ※1 試行データ作成開始日には、試行データの作成を開始する月の初日を記載すること(例えば、令和2年5月20日の提出期限に合わせて本届出書を提出する場合は、作成する試行データは令和2年6月及び7月のデータとなるため、本欄には令和2年6月1日と記載する。)。
- ※2 DPC対象病院又はDPC準備病院である病院の場合は、データ提出に係る連絡担当者として 既にDPC調査事務局に登録している担当者と同じ者を記載すること。
- ※3 担当者は必ず2名を設定し、E-mailPドレスについては、可能な限り別々なものを記載すること。

[届出上の注意]

- 1 データの提出を希望する保険医療機関は、令和2年5月20日、8月20日、11月20日、令和3年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和4年2月21日までに、本届出書について、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- 2 様式 40 の8 の届出を行った保険医療機関が再度本届出を行う場合は、本届出書にデータを継続 的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付すること。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の名称

厚生労働省保険局医療課長 殿

保険医療機関の所在地住所

開設者名

ED

#### 様式 40 の 7

### データ提出加算に係る届出書

- 1. A 245 データ提出加算に関する施設基準 (該当する項目にチェックをすること。)
  - □ A 207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
  - □ A 207診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。(※1)
  - □ 「DPC導入の影響評価に関する調査」に適切に参加できる。
- □ 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。
- 2. 医療法上の許可病床数 (※2)

床
床
床
床
床
床

3. 届出を行う項目(該当する項目にチェックをすること。) (※3)

データ提出加算 1	□ イ (医療法上の許可病床数が200床以上)
データ提出加算3	□ □ (医療法上の許可病床数が200床未満)
データ提出加算2	□ イ (医療法上の許可病床数が200床以上)
データ提出加算4	□ □ (医療法上の許可病床数が200床未満)

#### 「記載上の注意」

- ※1 「A207 診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。」の欄は、回復期リハ ビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又はその両方のみの届出を 行う保険医療機関のみ、チェックをすること。
- ※2 病床数は、医療法第7条第2項に規定する病床(医療法上の許可病床数)の種別ごとに数を
- ※3 入院データを提出する場合は、データ提出加算1及び3のイ又は口を選択すること。 入院データ及び外来データを提出する場合は、データ提出加算2及び4のイ又は口を選択する こと。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード 保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所

開設者名

様式 40 の 7

### データ提出加算に係る届出書

- 1. A 245 データ提出加算に関する施設基準 (該当する項目にチェックをすること。)
- □ A 207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- □ A207診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。(※1)
- □ 「DPC導入の影響評価に関する調査」に適切に参加できる。
- □ 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。
- 2. 医療法上の許可病床数 (※2)

一般病床	床
精神病床	床
感染症病床	床
結核病床	床
療養病床	床
計	床

3. 届出を行う項目(該当する項目にチェックをすること。) (※3)

データ提出加算 1	イ (医療法上の許可病床数が200床以上)	
データ提出加算3	 ロ (医療法上の許可病床数が200床未満)	
データ提出加算 2	イ (医療法上の許可病床数が200床以上)	
データ提出加算4	ロ (医療法上の許可病床数が200床未満)	

### [記載上の注意]

- ※1 「A 207 診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。」の欄は、回復期リハ ビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又はその両方のみの届出を 行う保険医療機関のみ、チェックをすること。
- ※2 病床数は、医療法第7条第2項に規定する病床(医療法上の許可病床数)の種別ごとに数を 記載すること。
- ※3 入院データを提出する場合は、データ提出加算1及び3のイ又は口を選択すること。 入院データ及び外来データを提出する場合は、データ提出加算2及び4のイ又は口を選択する こと。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード 保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

地方厚生(支)局長 殿

改正後	改 正 前
様式 40 の 8 データ提出加算に係る辞退届	様式 40 の 8 データ提出加算に係る辞退届
1. 辞退年月日 令和 年 月 日	1. 辞退年月日 令和 年 月 日
[届出上の注意]  1 再度データ提出を行う場合にあっては、様式 40 の 5 「データ提出開始届出書」に加え、データを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付し、地方厚生 (支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。  2 保険医療機関の廃止によりデータ提出加算を辞退する場合にも本届出書を提出すること。 上記のとおりデータ提出加算に係る届出を辞退します。 令和 年 月 日  保険医療機関の名称	(届出上の注意] 1 再度データ提出を行う場合にあっては、様式 40 の 5 「データ提出開始届出書」に加え、データを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付し、地方厚生(支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。 2 保険医療機関の廃止によりデータ提出加算を辞退する場合にも本届出書を提出すること。 上記のとおりデータ提出加算に係る届出を辞退します。 令和 年 月 日  保険医療機関コード  保険医療機関の名称
保険医療機関の所在地住所	名称保険医療機関の所在地住所
開設者名 厚生労働省保険局医療課長 殿 (連絡先)担当者名 所属部署 電話番号 E-mail	開設者名 印厚生労働省保険局医療課長 殿 (連絡先)担当者名 所属部署 電話番号 E-mail

# 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第3号)

別添2を次のように改める。

当該改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

# 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	
又は保険薬局コード	届出番号
	٦
│ 連絡先 │ │ │ 担当者氏名:	
1234以4:     電話番号:	
_	
(届出事項)	
[	」の施設基準に係る届出
ものに限る。)を行ったことがない。  □ 当該届出を行う前6か月間においる	こと。 C療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったことがない。  当該届出を行う前6か月間において 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間において 第1項の規定に基づく検査等の結果、ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚生	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入
ものに限る。)を行ったことがないる  当該届出を行う前6か月間において 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間において 第1項の規定に基づく検査等の結果、ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚望 基本料の算定方法に規定する入院患者 保険医療機関でないこと。	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入
ものに限る。)を行ったことがない。  当該届出を行う前6か月間において 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間において 第1項の規定に基づく検査等の結果、ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚望 基本料の算定方法に規定する入院患者 保険医療機関でないこと。	て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 支したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する
ものに限る。)を行ったことがない。  当該届出を行う前6か月間において 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間において 第1項の規定に基づく検査等の結果、ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚望 基本料の算定方法に規定する入院患者 保険医療機関でないこと。  標記について、上記基準のすべてに	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 又したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない。  当該届出を行う前6か月間において。 掲示事項等第三に規定する基準に違遠 当該届出を行う前6か月間において。第1項の規定に基づく検査等の結果、ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚望基本料の算定方法に規定する入院患者保険医療機関でないこと。  標記について、上記基準のすべてに 令和 年 月 日  保険医療機関・保険薬局の所	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 又したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

- 備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
  - 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。
  - 3 届出書は、1通提出のこと。

○「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について

(網掛部分が改正部分)

改正後	改 正 前
別添 2	別添 2
特掲診療料の施設基準に係る届出書	特掲診療料の施設基準に係る届出書
保険医療機関コード 又は保険薬局コード	保険医療機関コード 図は保険薬局コード
連絡先 担当者氏名: 電話 番 号:	連絡先担当者氏名:電話番号:
(届出事項)	(届出事項)
[ の施設基準に係る届出	[ の施設基準に係る届出
□ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 □ 当該届出を行う前6か月間において使担規則及び薬担規則並びに使担基率に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 □ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検支等の結果、診療内容又は診療的翻の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準立びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所在地及び名称  開設者名	□ 当該届出を行う前6か月間において海鼓展出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 □ 当該届出を行う前6か月間において機相規則及び薬担規則立びに機担基準に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 □ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療機関の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準は近二入院基本科科支充法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別法の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称  開設者名  即
備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。	備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。